

開会の日時、場所

平成25年3月27日（水曜日）  
午前9時43分開会  
第7委員会室

出席委員

委員長 仲村未央さん  
副委員長 具志堅透君  
委員 砂川利勝君 桑江朝千夫君  
座喜味一幸君 照屋守之君  
仲田弘毅君 崎山嗣幸君  
新里米吉君 赤嶺昇君  
新垣清涼君 玉城義和君  
吉田勝廣君 前島明男君  
西銘純恵さん 嘉陽宗儀君  
呉屋宏君 比嘉京子さん  
嶺井光君

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 8 甲第8号議案 平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 9 甲第9号議案 平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 10 甲第10号議案 平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 11 甲第11号議案 平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 12 甲第12号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新

港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算

- 13 甲第13号議案 平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 14 甲第14号議案 平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 15 甲第15号議案 平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 16 甲第16号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 18 甲第18号議案 平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 19 甲第19号議案 平成25年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 20 甲第20号議案 平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 21 甲第21号議案 平成25年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 平成25年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 平成25年度沖縄県工業用水道事業会計予算



○仲村未央委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

甲第1号議案から甲第23号議案までの23件を一括して議題といたします。

ただいまの議案23件の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決順序・方法について協議)

○仲村未央委員長 再開いたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 この際、甲第1号議案に対する修正動議を提出いたします。修正案を事務局に預けてありますので、配付をお願いします。

お手元に配付のとおり、甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計予算に対する修正案です。

読み上げます。

平成25年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中、6988億2500万円を6978億4260万円に改める。

詳細は、資料をごらんになっていただきたいと思ひます。

提案理由について簡単に申し上げます。

泡瀬地区土地造成事業は、土地利用計画における経済的合理性に関し、平成30年度の沖縄県入域観光客数を約850万人として、東部海浜開発地区の入域観光客数予測、宿泊需要予測、商業施設の利用予測をするなど過大な予測になっております。

また、企業立地やその他の事業の採算性などについても、説得力のある説明がありません。その上、公金支出差しとめを求める第2次訴訟が継続中であり、判決確定まで工事を中止すべきであります。

以上を理由に、泡瀬地区土地造成事業関連予算を削除する修正案を提出いたします。

委員各位の御賛同をよろしく願ひいたします。

○仲村未央委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 甲第22号議案に対する修正動議を提出します。事務局から資料の配付をお願いいたします。

お手元に配付のとおり、甲第22号議案平成25年度沖縄県水道事業会計予算に対する修正案であります。読み上げます。

平成25年度沖縄県水道事業会計予算の一部を次のように修正する。

第3条中、167億6553万7000円を167億5529万5000円に、143億6381万1000円を143億5356万9000円に改める。

第5条中、西原浄水場運転管理業務委託事業、平成26年度から平成28年度まで、2億4646万2000円を削除する。

詳細は、資料をごらんになっていただきたいと思ひます。

提案理由について簡単に申し上げます。

企業局は、これまで名護浄水場、石川浄水場の民間委託を実行してまいりました。名護浄水場で3人の従業員が、そして石川浄水場では6人の従業員がかわり、企業局の技術やノウハウを継承することが非常に厳しい状況があります。やはり県民の命を守る水は大切であります。

よって、再度企業局には検討していただきたい。そういう意味で修正案を提出いたします。

委員各位の御賛同をよろしく願ひいたします。

○仲村未央委員長 ただいま、甲第1号議案平成25

年度沖縄県一般会計予算及び甲第22号議案平成25年度沖縄県水道事業会計予算に対する修正案が提出されました。

なお、修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

それでは、まず甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計予算に対する修正案を議題といたします。

提案理由はさきに述べたとおりであります。

これより甲第1号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に願ひいたします。

質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 改革の会は、全て最終本会議で判断したいと思ひますので、退席いたします。

○仲村未央委員長 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員退室)

○仲村未央委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 ただいま甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計予算の修正案が提出されましたが、文字どおりこの東部海浜開発事業は、沖縄市、地元からの強い要望によって県が国に働きかけをして、今、国・県の事業として取り組みをされているところです。

これまで歴代の沖縄市の市長一保守市政、革新市政も含めて、今は東門市長が積極的に推進している事業で、我々県としてもこれを早目に完成させて、その地域の発展をつくっていくということ今やっておりますが、今回の提案理由の中で、判決確定まで工事をとめるというような理由になっております。

これは、この提案者が東部海浜開発事業の推進は認めながら、この判決が確定するまでその工事をとめるということなのか、あるいはその事業自体をもうだめだということなのか、そのことはやはり県民にはっきり示す必要があると思ひますが、その点について御案内をお願いできますか。

○新里米吉委員 提案理由で大きく2つ取り上げております。今、後段だけを提案理由であるかのように質疑されておりますが、1つは、非常に大きいものが、第1審判決でも出ていた経済的合理性の問題であります。この点については、県から提供された

資料—これは2月20日付で出ておりますが、嘉陽宗儀委員から要求があった資料ということで、こういう資料が出ております。これは東部海浜開発計画の土地利用計画の評価、港湾課。この件について、私は先日、土木環境委員会でも質疑しましたら、私の指摘どおりだとはっきり認めました。

何かといいますと、この計画予測は平成30年度の沖縄県の入域観光客数は約850万人になると。これをもう絶対視して、それに基づいて全ての計算がされています。全ての予測はそれに基づいています。そうですねと言ったら、そのとおりです、850万人を基礎にして全ての計算をしていますと。

これは何かといいますと、東部海浜開発地区の入域観光客もこれに基づいていますし、ホテルの入域客、商業施設の利用客も全て、五、六年後には沖縄県に観光客850万人が来るのだと。これをもとにしてやっている。これはとんでもない数字でしょうと。

しかも、これは皆さん右肩上がりにずっと伸びていくという計算で、右肩上がりに伸びるというように書いてある。昭和61年ですか、この辺と平成20年を比較して、このころは右肩上がりに上ったけれども、605万人を境に、今下がってきているのです。下がって停滞もしている、停滞ぎみなのです。もうそれ以降600万人を超えたことがない。皆さんの計算であれば今ごろ700万人ぐらいになるでしょうと言ったら、そのとおりです、あの計算ではことしは690何万人かになる、その差は百何十万人にもなっていると。そういう計画は見直さないと。皆さんはそのまま進めてよいのですかと言われているわけです。

そういう経済的合理性が余りにもひど過ぎるから、経済的合理性の問題と、もう一つは、今言ったような中であって裁判の係争中である。そういうことから今は中止すべきではないかという提案理由です。

**○照屋守之委員** この事業は、計画から実施にこれだけ長期にわたって、これは予算の問題も含めて、相当の時間の流れの中で、恐らく当初の計画はこれだけ時間がかかると、いろいろな環境も含めて当然見直しをしないといけないということで、これは裁判の結果も踏まえて、東門市長のもとでまた新たにそのようなものがつくられて、国が認めて、工事が再開されたということもあります。

これだけ長期間にわたる事業ですから、進めていく中では当然いろいろな矛盾とか、そぐわないようなこともありながらの事業です。私が提起していることは、今、東部海浜開発事業自体をやめたほうがよい、もうだめだという前提でこのような予算の見

直しをしていくのか、あるいは、方法によってはこの東部海浜開発事業を進めていくのか、このいずれかをはっきりしてもらわないと、これを県民、沖縄市民が沖縄市を挙げて県に強力に誘致して、国がそれを認めてやったという沖縄市の立場を考えてやらないといけないわけですね。

沖縄市も、さほど反対運動をやっている気配もない。市長も積極的に推進していくと言う。これを県議会が勝手に、それはだめだ、予算は削除だというような、現在沖縄県議会で行われているそのものが非常に不思議でならない。地元を無視してこういうことをやっている。

そのようなことがありますので、はっきり今、東部海浜開発事業はもうやめたほうがよいということか、あるいはさまざまな課題があるので一時中止をしたほうがよいということか、その点ははっきりさせたほうがよいと思いますが、いかがですか。

**○新里米吉委員** まず、沖縄市において、かなり古い話ですが、確かに3名の市長の時代に沖縄市議会で全会一致で埋め立てを承認したということがありました。しかし、その後いろいろ問題が起きてきてきて、環境問題、経済的合理性が問題になってきました。そして、新川市長の途中あたりからは方向が、全国的な環境問題を含めて問題が大きく変わってきました。

その後の仲宗根市長は、今度は一生懸命何とか進めようと思って、経済的合理性の説明をしようとしたけれども、その一生懸命推進する市長のもとで調査しても、なかなか経済的合理性が見出せなかった。これはもうマスコミでも報道されています。

まず、最終的には立地したいという希望ホテルが出てこなかったという問題もあって、果たしてそこにホテルを十分に立地できるのかという疑問も生じてまいりました。そういうことも受けて、第1審で経済的合理性が大きな問題になりました。

私は今、私が説明した県の資料を見ても、経済的合理性があるとは全く思えません。だから、そういう経済的合理性を各党一野党の側も意見は違いますが、私が当初からこの10年来指摘してきたことが経済的合理性であります。これはもう前にも議会で話をしたことがあります。私の立場から非常に大きな問題は経済的合理性。これは現段階でも克服できていない。むしろ余計疑問を感じています。

このような形で、これは沖縄市だけではなくて、県も予算を出してかかっているわけです。国も出し、県も出しているわけです。県も出している沖縄

県議会が、沖縄市の要望だから、県議会がこれに対してかかわることはおかしいという論も無理があると思います。

それから沖縄市においても、最近では余り見えませんが、かつては、議会は賛成が多数だけれども、世論調査をしたら反対が多いこともマスコミで報道しているわけですから、十分指摘されてきたことだと思います。

そこら辺を含めて考えますと、現在の経済的合理性という意味では、私はこのような形では進めるべきではないという立場に立ちます。

**○嘉陽宗儀委員** 照屋守之委員の質疑について全部答えようというつもりではありません。ただ、私は沖縄市から出てきている県議会議員ですから、沖縄市の意向と一桑江朝千夫委員もいますが、それは事実と反するという点を強調したいと思います。

市民の世論調査、アンケートをとっても、大体ほとんどの調査で7割が埋立事業反対と。確かに議会は何度かずっと可決をしていますが、市民レベルの調査では、今、新里米吉委員が発言されておりましたように、市民の強い意思というものではない。

かつて沖縄市選出の県議と国会議員が一緒になってやったアンケートがありました。あれは赤ちゃんを含めて全部サインさせて、実態のないような、沖縄市がこいねがっているかのようなものがありました。あれは非科学的なもので、あれをもとにするということは、地元の総意とは全く違うということをはっきりさせておきたいと思います。

それから、今の新港地区は、昔はマースヤー、照屋守之委員などは詳しいと思うのですが、向こうは非常に豊穡な干潟で、よくカニや貝をとったものですが、私は向こうの埋め立てからずっと反対をしていました。ここを埋め立てて、企業を誘致して産業の起爆剤になると言っていたけれども、今見てください。埋めても買い手がない。そのために沖縄県の一般財源から毎年のようにたくさん繰り出さなければならない。

それから、泡瀬干潟そのものも当初から埋立計画はありましたが、この埋め立てる土がないということで頓挫していたのです。それで東側埠頭の航路しゅんせつするとき、向こうのしゅんせつ土砂は、本来ならば今、新港地区に利用して埋め立てるために使おうということになっていたのですが、ヘドロがひどいものだから、その土、砂を使って新港地区を埋め立てたら使い物にならないといって、結局その航路しゅんせつもストップしていた。そして、こ

れをうるま市勝連の中州の近くに捨て場を大体つくってやろうとしていたけれども、それもできない。そういったことで、そもそも地元の要望によってつくられたということは全く違うことをぜひ御理解いただきたい。

それは経済的合理性についても、東部のほうにあったダイエーを含めて、多くの商業施設が今は退散して、イオンが出てきて、経済的合理性が破綻していると、今大騒動しているのです。

そういう意味では、この修正案にぜひ御賛同いただきたいということで終わります。

**○照屋守之委員** 提案はこの事業を進めるべきではないということで、これは断念したほうがよいというもつとで、この修正案が出されたという形で理解させていただきます。

そうなりますと、これまで進んでいる事業一国も県ももう何百億円もかけて、あのような構造物等々も含めてでき上がっております。これは当然、進めるべきではないという立場で予算も削ることになりますと、これまでかかった予算、あるいはまたこの後始末、それをもとに戻すことをやっていくのか、あるいはそのために予算がどのぐらいかかって、そのようなことをどういう形で県民に説明して、我々は単にその反対だけではない、この後始末も考えているということで、この東部海浜開発事業に対する反対あるいは予算の削除というようなことは、当然県民に対してしっかり説明する必要があるかと思いますが、この点についてはいかがですか。

**○新里米吉委員** まだ裁判の結果が出ておりません。出ないうちに我々が裁判所の司法権を侵して、どうこうしますということを県議会がやれるのかどうか、むしろその質疑のほうに疑問に感じます。

それと、私は現時点における経済的合理性の提案は、全くまともなものではないと言っているわけです。今出ている経済的合理性に対する説明では、経済的合理性があるとは言えないということでとめろと言っているわけですから、そこをはっきり認識していただきたいと思います。その後のことについて県議会がどう判断していくのか、その後のことがはっきりしてくれば、その結果に基づいてみんなで考えていくべきことです。今ははっきりしておりません。

**○仲村未央委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○仲村未央委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、甲第1号議案の修正案に対する質疑を結びたいと思います。

これより甲第1号議案の採決を行います、その前に意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対して新里米吉委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲村未央委員長 挙手少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

ただいま修正案は否決されましたので、甲第1号議案の原案について採決いたします。

崎山嗣幸委員

○崎山嗣幸委員 修正案が否決されましたので、原案の採決には加われませんので退席します。

○仲村未央委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員、新里委員、新垣委員、玉城委員及び比嘉委員退室)

○仲村未央委員長 再開いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲村未央委員長 挙手多数であります。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に崎山委員、新里委員、新垣委員、玉城委員及び比嘉委員入室)

○仲村未央委員長 再開いたします。

次に、甲第22号議案平成25年度沖縄県水道事業会計予算に対する修正案を議題といたします。

提案理由はさきに述べたとおりであります。

これより甲第22号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今、この管理委託費の予算を削減するという修正案が提案されておりますが、提案者からも名護浄水場、石川浄水場における民間委託、そのようなことがあって、若干の従業員の入れかえもあると提案理由にありましたが、県民の命を守るということもございました。

この民間委託は、文字どおり今、時代の流れだと思っているのです。これは今まで全て公がやってきたものを、これだけ民間の技術やノウハウが蓄積されている中で、公のものも民間に積極的に門戸を広げて取り組んでいこうということが時代の流れです。私は、この修正案を提案して、今反対するというそのものが非常に理解しがたいわけです。本来は名護浄水場のとき、あるいは石川浄水場のときもそういうクレームがありましたが、既にこれだけの実績がある中で、やはり我々県民の代表とすると、そういう評価も踏まえて、今やっている部分を職員に戻した場合も含めてのことだと思うのですが、なぜこれだけ実績がある中で、3回目のそのような委託について修正、反対されるのか。まずその提案理由をもう少し御案内をお願いできますか。

○新垣清涼委員 実績とおっしゃっていましたが、やはり水は県民の命を守るということで非常に大事だと思っています。そういう意味では、私は時代の流れで民間委託をして、合理化することが全てではないと考えています。

今回の修正案、1024万2000円の削減をして、次の平成26年度からの実施に向けて、やはりそこは一度とどまって考えていただきたいということで提案をしております。

名護浄水場も石川浄水場も民間委託をして、従業員の入れかえがある。今、県は全県、要するに離島も含めたグローバルで県民への水の供給を安定的にしようという流れの中で、この企業局の職員の技術をここで失うような形になってはいけなだろうと。離島へもしっかりと技術やノウハウを生かすためには、ここはもう一度企業局が培ってきたその技術、ノウハウをしっかりと守って、県民へ安全で安心して飲める水の供給を考えるべきだと思っています。

○照屋守之委員 この民間委託は、執行部も含めて企業局の職員が、正職員も、あるいは限られた歳入歳出予算で一企業局は独立採算制ですから、そのような経営的な利益等々も含めて確保しながら、長期的な県民に対する責任を果たしていくことを考えているわけです。企業局が考えていることは、もちろ

ん民間委託によって民間の活力を駆使していくこともさることながら、今まで企業局の職員がしていた仕事、特に夜間とか休日とか、そのような非常に厳しい勤務をしている部分については、ぜひ正職員からはその部分を取って、職員を全く新たな形で、そのエネルギーをもっと沖縄県全体の水を提供していくために、より高いノウハウでこの企業局の経営をリードしていくことをやりたいという思いもあるわけです。

ですから、職員にしかできないということであればどうしようもないわけですが、その部分を民間がかわってやることによって、職員の負担も軽くして、さらに企業局の経営をよくして、県民への責任に伝えていくとかいうことは、もう我々、県民の代表としても、これを今やらないでどうするかというようなことですが、だから、従業員がやめるだのこうだのということは、それぞれ委託を受けた内部の問題であり、組織的にはそういう入れかえがあっても、この自分たちの委託を受けている使命を覆すことにはならないわけです。

だから、あえてこの一つ一つの事柄を捉えて、そのような民間委託はだめだということは、県民に示しがつかないのではないかという思いもあって、やはりこの削減の反対をするということからすると、これは本会議まで時間がありますから、提案理由の説明は、県民の立場からもっときちんと説明できるようなことを整理したほうがよいのではないかと考えておまして、以上、提案申し上げます。終わります。

○仲村未央委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 質疑なしと認めます。

以上で、甲第22号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより甲第22号議案の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第22号議案平成25年度沖縄県水道事業会計予算を採決いたします。

まず、本案に対して新垣清涼委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○仲村未央委員長 挙手少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

ただいま修正案は否決されましたので、甲第22号議案の原案について採決いたします。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 ただいまの甲第22号議案の修正案も否決されましたので、退席します。

○仲村未央委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員、新里委員、赤嶺委員、新垣委員、玉城委員及び比嘉委員退室)

○仲村未央委員長 再開いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○仲村未央委員長 挙手多数であります。

よって、甲第22号議案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員、新里委員、赤嶺委員、新垣委員、玉城委員及び比嘉委員入室)

○仲村未央委員長 再開いたします。

次に、甲第12号議案平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算、甲第16号議案平成25年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算、甲第19号議案平成25年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算の採決を一括して行いますが、その前に意見・討論等はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの3つの議案に対しては反対をするのですが、討論は本会議で行います。

○仲村未央委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案を一括して採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の

挙手を求めます。

(挙手)

○仲村未央委員長 挙手多数であります。

よって、甲第12号議案、甲第16号議案、甲第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案18件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲村未央委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第11号議案まで、甲第13号議案から甲第15号議案まで、甲第17号議案、甲第18号議案、甲第20号議案、甲第21号議案及び甲第23号議案の18件は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様には、連日熱心に審査に当たられ、おかげさまで実りの多い質疑ができました。

委員各位の御協力に対し、委員長として深く感謝申し上げます。

大変御苦勞さまでした。

これをもって、委員会を散会いたします。

午前10時25分散会

## 予算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議案名	議決の結果
甲第1号	平成25年度沖縄県一般会計予算	多数 原案可決
甲第2号	平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	全会一致 原案可決
甲第3号	平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
甲第4号	平成25年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	〃
甲第5号	平成25年度沖縄県下地島空港特別会計予算	〃
甲第6号	平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
甲第7号	平成25年度沖縄県下水道事業特別会計予算	〃
甲第8号	平成25年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	〃
甲第9号	平成25年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
甲第10号	平成25年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	〃
甲第11号	平成25年度沖縄県林業改善資金特別会計予算	〃
甲第12号	平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	多数 原案可決
甲第13号	平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	全会一致 原案可決
甲第14号	平成25年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	〃
甲第15号	平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	〃
甲第16号	平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	多数 原案可決
甲第17号	平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	全会一致 原案可決
甲第18号	平成25年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	〃
甲第19号	平成25年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	多数 原案可決
甲第20号	平成25年度沖縄県公債管理特別会計予算	全会一致 原案可決



議案番号	議案名	議決の結果
甲第21号	平成25年度沖縄県病院事業会計予算	全会一致 原案可決
甲第22号	平成25年度沖縄県水道事業会計予算	多数 原案可決
甲第23号	平成25年度沖縄県工業用水道事業会計予算	全会一致 原案可決
甲第24号	平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）	多数 原案可決
甲第25号	平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	全会一致 原案可決
甲第26号	平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
甲第27号	平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
甲第28号	平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
甲第29号	平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算	多数 原案可決
甲第30号	平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）	全会一致 原案可決
甲第31号	平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第2号）	多数 原案可決
甲第32号	平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第2号）	全会一致 原案可決
甲第33号	平成24年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
甲第34号	平成24年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）	〃

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 村 未 央

